

保医発 1031 第 3 号
令和 6 年 10 月 31 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 11 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 5（4）を次のとおり改める。

（4） 免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）、免疫電気泳動法（特異抗血清）及び免疫固定法（モノクローナル抗体を用いた場合）

ア 「17」の免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）、「24」の免疫電気泳動法（特異抗血清）及び免疫固定法（モノクローナル抗体を用いた場合）については、同一検体につき一回に限り算定する。

イ 同一検体について「17」の免疫電気泳動法（抗ヒト全血清）、「24」の免疫電気泳動法（特異抗血清）又は免疫固定法（モノクローナル抗体を用いた場合）のうちいずれかを併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。

ウ 「24」の免疫電気泳動法（特異抗血清）は、免疫固定法により実施した場合にも算定できる。

エ 免疫固定法（モノクローナル抗体を用いた場合）は、ダラツムマブ由来の IgG- κ の影響を回避することができるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、免疫固定法により、ダラツムマブが投与された患者における多発性骨髄腫又は全身性 AL アミロイドーシスの治療効果判定を目的として行った場合に、区分番号「D 0 1 5」血漿蛋白免疫学的検査の「29」免疫グロブリン遊離 L 鎖 κ/λ 比の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D014 (略) D015 血漿蛋白免疫学的検査 (1)～(3) (略) (4) 免疫電気泳動法(抗ヒト全血清) <u>、免疫電気泳動法(特異抗血清) 及び免疫固定法(モノクローナル抗体を用いた場合)</u> <u>、</u> ア 「17」の免疫電気泳動法(抗ヒト全血清) <u>、</u> 「24」の免疫電気泳動法(特異抗血清) <u>及び免疫固定法(モノクローナル抗体を用いた場合)</u> については、同一検体につき一回に限り算定する。 イ 同一検体について「17」の免疫電気泳動法(抗ヒト全血清) <u>、</u> 「24」の免疫電気泳動法(特異抗血清) <u>又は免疫固</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部～第2部 (略) 第3部 検査 1～18 (略) 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D014 (略) D015 血漿蛋白免疫学的検査 (1)～(3) (略) (4) 免疫電気泳動法(抗ヒト全血清) <u>及び</u> 免疫電気泳動法(特異抗血清) ア 「17」の免疫電気泳動法(抗ヒト全血清) <u>及び</u> 「24」の免疫電気泳動法(特異抗血清)については、同一検体につき一回に限り算定する。 イ 同一検体について「17」の免疫電気泳動法(抗ヒト全血清) <u>及び</u> 「24」の免疫電気泳動法(特異抗血清)を併せて

<u>定法（モノクローナル抗体を用いた場合）のうちいずれかを併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。</u> ウ 「24」の免疫電気泳動法（特異抗血清）は、免疫固定法により実施した場合にも算定できる。 <u>エ 免疫固定法（モノクローナル抗体を用いた場合）は、ドラツムマブ由来の IgG-κ の影響を回避することができるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、免疫固定法により、ドラツムマブが投与された患者における多発性骨髄腫又は全身性 AL アミロイドーシスの治療効果判定を目的として行った場合に、区分番号「D 0 1 5」血漿蛋白免疫学的検査の「29」免疫グロブリン遊離 L 鎖 κ / λ 比の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。</u> （5）～（15） （略） D 0 1 6 ～ D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 3 節～第 4 節 （略） 第 4 部～第 14 部 （略） 第 3 章 （略）	行った場合は、主たる検査の所定点数のみを算定する。 ウ 「24」の免疫電気泳動法（特異抗血清）は、免疫固定法により実施した場合にも算定できる。 （新設） （5）～（15） （略） D 0 1 6 ～ D 0 2 5 （略） 第 2 款 （略） 第 3 節～第 4 節 （略） 第 4 部～第 14 部 （略） 第 3 章 （略）
---	---